
◆岸和田市企業支援メールマガジン◆

《第 112 号》 2025 年 8 月 1 日 配信

各支援機関の施策情報やセミナー情報など、企業の皆様や創業者のお役に立つ情報を配信します。

※各ホームページの URL については、日々情報が更新されておりますので、こまめにご確認いただくことをおすすめします。

※各種受信端末のセキュリティ設定により、URL が無害化処理され、文字列先頭の「h」が削除されて受信される等の事例が確認されております。各種受信端末の設定をご確認ください。

■―― 目 次 ――■

【1】「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター

（岸和田商工会議所ビジネスセンター）」の無料経営相談をご利用ください（市）

【2】販路拡大を支援します（市）

【3】産業人材の育成を支援します（市）

【4】創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1 事業者につき 1 回のみ申請できます。

【5】岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

【6】岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

【7】岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

【8】岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）

～若者世代の岸和田市での就業促進に～

【9】「第8回大阪府男女いきいき事業者表彰」事業者募集中です（市）

【10】働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内（市）

【11】飲食店向けWeb活用セミナー（商工会議所）

【12】小規模事業者持続化補助金の申請書作成にも役立つ！
個別事業計画作成相談会 開催のご案内（商工会議所）

【13】若手社員フォローアップセミナー（商工会議所）

【14】「ドーン de キラリ フェスティバル 2025」を開催します！（府）

■-- 各 情 報 --■-----

【1】-----

「岸和田市ビジネスワンストップ伴走支援センター
（岸和田商工会議所ビジネスセンター）」の無料経営相談をご利用ください
（市）

岸和田商工会議所ビジネスセンターは、岸和田市の事業者・起業家の皆さまが
「何度でも無料で」利用できる公的な経営相談所です。

ビジネスの様々なお悩みに対して、お金をかけずに知恵を使って
事業を上向きにする方法を提案し、伴走支援します。

会社や商品の魅力が見える化する専門家や、SNS やホームページなど
情報発信に強いアドバイザーが、課題に応じた具体的なアドバイスを提供しま
す。

- * 売上を伸ばしたい
- * 販路を開拓したい
- * 起業したい
- * 情報発信を強化したい

など、ビジネスのお悩みや課題がありましたら、
ぜひ岸和田商工会議所ビジネスセンターにご相談ください。

事前予約制です。お電話・ホームページの申込フォームから
ご予約・お問い合わせをお願いします。

【電話】 072-447-5014

【申込フォーム】 <https://www.kishi-biz.jp/contact/>

【ホームページ】 <https://kishi-biz.jp/>

【2】 -----

販路拡大を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が、販路開拓のために行う
市外の展示会への出展など、その費用の一部を補助します。
※既に終了した展示会などについては、申請できませんのでご注意ください。
※販売を伴わないものに限りです。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、伝統的工芸品の展示会へ参加
- ・ 木材商品販売事業者が、展示会で使用する商品紹介動画を作成

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、

事務所、工場等を有すること中小企業者等であること)

- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、20万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/tenjikai.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【3】-----

産業人材の育成を支援します（市）

市内の中小企業者や中小企業交流団体が当該事業所に勤務する従業員等に対して実施する研修事業にかかる費用の一部を補助します。

※既に受講・修了した研修等については、申請できませんのでご注意ください。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 製造業事業者が、生産現場での現場のリーダーに関する研修を受講
- ・ 製造業事業者が、品質管理の知識習得とスキルアップのための研修を受講

【募集期間】

原則 令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
（中小企業交流団体の場合は、構成員の半数以上が岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること中小企業者等であること）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-jinzaiikusei.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【4】-----

創業者の販路開拓を支援します（市）

※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

市内で創業を予定している方、市内で創業後5年未満の事業者に対し、
創業に係る費用および販路開拓に係る費用の一部を補助します。

【令和6年度の採択事例（一例）】

- ・ 創業希望者が、不動産会社を法人として設立
- ・ 飲食店経営者が、店舗の入り口に看板を設置

【募集期間】

令和8年1月30日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内で、個人事業者等として創業または法人の設立を予定する個人、または、岸和田市内で創業後5年未満の個人または設立後5年未満の法人であること。
- ・産業競争力強化法第2条31項1号～4号に該当する創業者であること。
- ・岸和田市創業支援等事業計画における特定創業支援等事業による支援を受けたこと。
- ・過去に岸和田市創業支援事業補助金、岸和田市創業時販路開拓支援事業補助金及び「がんばる岸和田」企業経営支援補助金（区分：創業・起業）の交付を受けていないこと。
- ・法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行う予定または行っていること。
- ・対象外業種でないこと。
- ・市税を滞納していないこと。
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと。
- ・岸和田市外で創業後、岸和田市内に移転した事業者又は、岸和田市内で創業後、岸和田市外へ移転した事業者でないこと。

【交付額及び補助率】

- ・交付額：1事業者1年度につき、10万円（※予算上限に達し次第終了）
 - ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）
- ※年度関係なく、1事業者につき1回のみ申請できます。

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-hanrokaitaku.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【5】-----

岸和田市内事業所のデジタル化を支援します（市）

【ソフトやシステムの稼働に必要なハードウェアも対象！】

岸和田市内の事業者が実施する、ポストコロナ・ウィズコロナ時代を見据えた
事業所等のデジタル化を支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・製造業事業者が、エラー情報収集や情報入力作業を自動化するシステムを導入
- ・製造業事業者が、経理／資産管理／債権債務管理ソフトを導入
- ・製造業事業者が、勤怠管理ソフト及び稼働のためのＩＣカードリーダーを導入
- ・製造業事業者が、生産管理システムを最新ＯＳに適合するよう改修
- ・製造業事業者や警備事業者が、各種電子化が可能な人事給与システムを導入
- ・会計事務所が、顧客先などで活用できる仮想クライアントＰＣシステムを増設
- ・飲食物製造事業者が、就業規則作成ソフトを導入
- ・プログラミング教育事業者が、授業に特化した専用ソフトを導入
- ・木材加工事業者が、ＨＰ管理のためのＣＭＳソフトを導入
- ・電気工事事業者や足場設計事業者が、業態に特化したＣＡＤソフトを導入
- ・リサイクル業事業者が、顧客管理や会計等ソフト及び稼働のためのＰＣを導入

【募集期間】

令和８年１月３０日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・法人税法上の収益事業を行っていること
- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額： 1 事業者 1 年度につき、30 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率： 補助対象経費合計額の 2 分の 1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/digital-hozyokinn.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【6】-----

岸和田市内の事業所に対する省エネ診断・支援費用を補助します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、岸和田市内の事業所に対する省エネ診断、
省エネ支援に必要な費用を支援しています。

【対象となる主な省エネ診断・支援】

- ・ 一般社団法人環境共創イニシアチブの登録診断機関が実施する省エネ診断費用
- ・ 一般社団法人省エネルギーセンターが実施する省エネ最適化診断費用

【募集期間】

令和 8 年 1 月 30 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること
- ・ 対象外業種でないこと
- ・ 市税を滞納していないこと
- ・ 暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・ 交付額：1 事業者 1 年度につき、5 万円（※予算上限に達し次第終了）
- ・ 補助率：補助対象経費合計額の 10 分の 10（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。
申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/shindan.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【7】-----

岸和田市内の事業所の省エネルギー化を支援します（市）

岸和田市内の事業者が実施する、省エネ診断・省エネ支援に基づく
岸和田市内の事業所に対する省エネ機器や太陽光発電設備の導入に必要な費用を
支援しています。

【採択事例（一例）】

- ・ 漁業／水産加工事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 廃棄物処理事業者が、省エネ診断を受け、高機能空調設備に入替
- ・ 通信機器販売事業者が、省エネ診断を受け、高効率照明(LED)に入替

【募集期間】

令和 8 年 1 月 30 日（必着）まで

【交付対象者】

以下の全てを満たす必要があります。

- ・ 岸和田市内に営業所、事務所、工場等を有すること（大企業等を除く）
- ・ 省エネ診断・省エネ支援を令和 5 年度以降に受けていること
- ・ 法人税法上の収益事業を行っていること

- ・対象外業種でないこと
- ・市税を滞納していないこと
- ・暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないこと

【交付額及び補助率】

- ・交付額：省エネ機器、太陽光発電設備について、
各々1事業者1年度につき、50万円（予算上限に達し次第終了）
- ※太陽光発電設備のみの導入は補助の対象となりません。
- ・補助率：補助対象経費合計額の2分の1（千円未満切捨て）

【詳細】

対象外業種や補助対象経費等の詳細については、以下のホームページをご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/43/syouene-setsubi.html>

申請書一式についても、以下のホームページよりダウンロードできます。

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課事業者支援担当（072-423-9485）

【8】-----

岸和田市奨学金返還支援事業助成金（市）
～若者世代の岸和田市での就業促進に～

岸和田市内の事業所に新規に正規就業する若者（39歳以下）を対象に奨学金の返還を支援します。若年者の採用に向けた求人活動にもご活用ください。

【申請期間】令和8年1月5日（月）～令和8年2月27日（金）

【対象奨学金】日本学生支援機構等が貸与する奨学金

【対象者】 次の要件をすべて満たす方

- ・令和5年4月1日以降、市内企業等に新規に正規雇用され、6か月以上就業または就業予定で、かつ申請日時点で雇用継続中の方

- ・ 大学等在学中に奨学金の貸与を受け、自ら奨学金を返還している方
- ・ 令和 8 年 3 月 31 日時点で年齢が 39 歳以下の方
- ・ 申請日時点で市内に住所を有し 5 年以上定住する意思がある方
- ・ 岸和田市税を滞納していない方
- ・ 暴力団員または暴力団密接関係者でない方

※ただし、公務員及びそれに準ずる方は除く

【助成金額】 令和 7 年 1 月 1 日～令和 7 年 12 月 31 日までに支払った奨学金返還額

の 3 分の 2 以内で、上限年額 12 万円(千円未満切り捨て)

※ただし、助成対象者が他の公的機関等からの補助金等又は市内企業等からの手当

等を受けている場合は、その額を助成金の交付対象となる経費から除きます。

【詳細 URL】

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/43-shougakukin-jyosei2025.html>

【問い合わせ先】

岸和田市産業政策課 (072-423-9621)

【 9 】 -----

「第 8 回大阪府男女いきいき事業者表彰」事業者募集中です (市)

【本文】

大阪府では、性別に関わらず全ての人が持てる力を存分に発揮し、あらゆる分野で活躍できる元気な大阪を実現するため、女性活躍推進に積極的に取り組む事業者を表彰する「男女いきいき事業者表彰」を実施しています。

このたび、本表彰の対象となる、女性活躍推進について他の事業者の模範となる取組を行う事業者(企業、団体)を募集しますので、お知らせします。

多くの事業者の皆様からのご応募をお待ちしています。

- ・第8回男女いきいき事業者表彰

彰 <https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/1691/r7hyousyoubosyuu.pdf>

- ・「第8回大阪府男女いきいき事業者表彰」の募集について

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/ikiiki2013/award.html#bosyuu>

募集期間：令和7年7月1日（火曜日）から8月29日（金曜日）まで

【問い合わせ】

- ・大阪府府民文化部 男女参画・府民協働課 男女共同参画グループ

TEL：06-6210-9321

- ・担当課：岸和田市男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く9:00～17:30）

【10】-----

働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）のご案内
（市）

2020年4月1日から、中小企業に、時間外労働の上限規制が適用されています。
このコースは、生産性を向上させ、時間外労働の削減、
年次有給休暇や特別休暇の促進に向けた環境整備に取り組む
中小企業事業主の皆さまを支援します。
ぜひご活用ください。

2025年度の申請について

【リーフレット】

<https://www.mhlw.go.jp/content/001467917.pdf>

※令和7年度の交付申請は、令和7年4月1日から受付を開始しています。

交付申請の受付は、令和7年11月28日（※）までです。

（※）本助成金は予算に制約されるため、令和7年11月28日以前に
予告なく交付申請の受付を締め切る場合があります。

【問い合わせ先】

厚生労働省

担当課：岸和田市男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

【11】 -----

飲食店向けWeb活用セミナー（商工会議所）

【本文】

飲食店を取り巻く環境は大きく変化したものの、地方の飲食店は無策の方が多いのが実情です。

本セミナーでは、情報発信の重要性、ビジネスプロフィールの登録と注意点、ME0 対策の基礎、クチコミ施策、写真の重要性と撮り方など、飲食店経営者が知っておくべき最低限のWeb 施策について、わかりやすく解説します。

■日時 令和7年8月26日（火）14:00～16:00

■会場 貝塚商工会議所 産業文化会館 2階 中会議室

■申込 下記URLよりお申込みください。

https://docs.google.com/forms/d/1xJTRmbiiABPcsG4RJiNIQRUi4pzNprG7-KaxsrmoJrM/viewform?edit_requested=true

【問い合わせ先】

担当（主催）：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【12】 -----

小規模事業者持続化補助金の申請書作成にも役立つ！

個別事業計画作成相談会 開催のご案内（商工会議所）

補助金申請や経営力向上に大いにメリットのある事業計画ですが、「何から手を付ければ良いのか分からない」「考え方がわからない」などの声を良く耳にすることがあります。事業計画書は経営におけるこれからの道筋を明確にするガイドブックでもあり、収益力増強に大きな効果が期待できます。

専門家との個別相談会を通して、現状のモヤモヤを打破するための強い武器を手に入れましょう！！

【詳細 URL】

<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/consultation/event-12166/>

※複数回実施しておりますので、上記 URL をご確認ください、この機会に是非お申し込みください。

【問い合わせ先】

担当(主催)：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

ホームページ：URL：<https://www.kishiwada-cci.or.jp/events/consultation/event-10944/>

【13】 -----

若手社員フォローアップセミナー（商工会議所）

社会人にとってビジネスマナーはとても重要で、顧客への対応次第では会社の信頼を失う事もあります。本セミナーは、今年入社し、既にマナー研修を受講された方(未受講の方も参加可)や若手・中途・休業明け社員の方のフォローアップをして、ビジネスマナーの再確認を図ります。この機会にビジネスマナーに磨きをかけていきませんか？

■日時 令和7年10月3日（金）10:00～16:00

■会場 泉佐野商工会議所

■申込 岸和田商工会議所まで下記内容をFAX072-436-3030もしくは

TEL072-439-5023でお申込み下さい。

①事業所名 ②所在地 ③電話 ④受講者名 ⑤業種

【問い合わせ先】

担当(主催)：岸和田商工会議所 市田

電話番号：072-439-5023

FAX：072-436-3030

【14】-----

「ドーン de キラリ フェスティバル 2025」を開催します！（府）

大阪府では、9月の女性活躍推進月間にイベントを開催します！
パートナーとの家事・育児シェアに関するトークイベントや、
管理職の働き方改革をテーマとした女性活躍推進セミナー、
万博会場でのイベントなどプログラムが盛りだくさん！
時間や申込等の詳細は大阪府ホームページをご確認ください。

日程①：令和7年9月5日（金）・6日（土）

場所①：大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）
大阪府中央区大手前1-3-49

日程②：令和7年9月17日（水）・28日（日）

場所②：大阪・関西万博会場内

詳細：大阪府ホームページ

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070040/danjo/osaka-jyokatsu-kaigi/fes2025.html>

【問い合わせ先】

府民お問合わせセンター

TEL 06-6910-8001

担当課：男女共同参画センター（人権・男女共同参画課）

TEL 072-441-2535（月・祝除く 9:00～17:30）

編集・発行 岸和田市役所 魅力創造部 産業政策課 事業者支援担当

Tel : 072-423-9485 (事業者支援担当直通)

Email : sangyo@city.kishiwada.osaka.jp

※ 各情報の詳細や申込については、それぞれの本文中の URL やお問い合わせ先までご確認をお願いいたします。

※ 配信先の変更・配信停止、また、ご意見・ご要望等については、上記メールアドレスまでご連絡ください。

※ 岸和田市企業支援メールマガジンは、原則として月に 1 回の発行です。